

会津若松市議会 予算決算委員会 第3分科会 最終報告書 (令和元年8月～令和5年6月)



令和5年6月14日
予算決算委員会第3分科会

委員長	吉	田	恵	三
副委員長	渡	部		認
委員	小	畑		匠
委員	大	山	享	子
委員	斎	藤	基	雄
委員	戸	川	稔	朗

【目次】

はじめに	1
第1 第3分科会の政策研究方針	
1 前期議会からの申し送り事項	1
2 今期議会における具体的検討テーマ及び政策研究方針	3
第2 テーマごとの研究内容及び総括	
具体的検討テーマ1 農業の担い手育成及び農業所得向上	
1 調査・研究の経過	4
(1) 行政調査の実施	4
(2) 専門的知見の活用	6
(3) 要望的意見の取りまとめ	14
2 政策研究の総括	15
具体的検討テーマ2 観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方	
1 調査・研究の経過	18
(1) 行政調査の実施	18
(2) 金融機関等との懇談会の実施	25
(3) 東山及び芦ノ牧温泉観光協会との分野別意見交換会への参加	28
(4) 要望的意見の取りまとめ	30
(5) 市中小企業・小規模企業未来会議の在り方に係る勉強会の実施	31
2 政策研究の総括	34
具体的検討テーマ3 新工業団地の造成	
1 調査・研究の経過	37
(1) 行政調査の実施	37
2 政策研究の総括	41
第3 次期議会への申し送り事項	42
第4 取組経過一覧	44

はじめに

予算決算委員会第3分科会（以下「第3分科会」という。）では、平成23年12月8日に開催された政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について、前期議会からの申し送り事項を踏まえ、第1に「農業の担い手育成及び農業所得向上」、第2に「観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方」、第3に「新工業団地の造成」を具体的検討テーマとして設定し、大学教授等の専門的知見の活用や、先進的な取組を行っている自治体への行政調査、地域産業を担う関係団体との懇談会等、さまざまな機会を通して調査研究を行い、地域経済が持続的に発展していくための取組について認識を深めてきた。

今期議会における政策研究の最終報告として、第1に「第3分科会の政策研究方針」、第2に「テーマごとの研究内容及び総括」、第3に「次期議会への申し送り事項」を示す。

第1 第3分科会の政策研究方針

1 前期議会からの申し送り事項

前期議会の第3分科会からは、以下のとおり申し送り事項が示されたところである。

(1) 産業振興基本条例等の政策的手法の検討

「産業振興基本条例等の政策的手法の検討」については、平成31年4月に施行された「会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例」を活かし、どのように中小企業・小規模企業の振興を進めていくかが今後の重要な論点となる。条例の市民への周知啓発や、中小企業等の実態把握、企業間・産学官連携の推進状況など、条例に基づく取組を注視する必要がある。特に、平成31年2月定例会における要望的意見に示したとおり、「会津若松市中小企業・小規模企業未来会議」が多様な視点から意見を交わし、充実した議論や政策検討が行える場として機能しているか執行機関の考えを質し、必要に応じて政策提言するなど、監視機能を果たしていく必要がある。

(2) 交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策の在り方

「交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策の在り方」については、インバウンド観光の成功事例である岐阜県高山市の取組や、東洋大学国際観光学部 矢ヶ崎紀子教授からの教示、予算審査・決算審査における質疑などを通して確認してきたインバウンド観光推進にあたって必要な取組を総括した。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により、今後も訪日外国人旅行者が増加していくことが見込まれるが、中国の「爆買い」に象徴さ

れた「モノ消費」から、自然や異文化体験などの「コト消費」への旅行目的の変化や、富裕層をターゲットにした旅行コンテンツ造成の必要性など、インバウンド観光の最新動向を的確に見極めていく必要がある。また、「旅行先」として選択されるための地域ブランド確立に向けた取組など、本テーマについては、今後さらなる調査研究が必要であると考えます。

(3) 新たな政策研究テーマの検討

なお、今期議会においては、第1に「産業振興基本条例等の政策的手法の検討」、第2に「交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策の在り方」を具体的検討テーマとして設定し、政策研究を行ったが、産業振興については、様々な課題や論点があり、地域経済を取り巻く状況等に応じて、新たな政策研究テーマを検討する必要もあると認識している。

【前期議会における市長への政策提言事項 要旨】

- ① 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例の基づき設置された「会津若松市中小企業・小規模企業未来会議」が充実した議論や政策検討が行える場として機能するよう運営すること。
- ② インバウンドの推進においては、以下の項目を踏まえた推進戦略を策定すること。
 - ア 会津若松市の認知度の調査・分析
 - イ 会津若松市を訪れる外国人旅行者のニーズ把握
 - ウ 外からの目線を取り入れた観光戦略づくり
- ③ 観光誘客に係る事業について、観光統計を活用したPDCAサイクルの仕組みを構築し、事業の経済波及効果を可視化すること。
- ④ インバウンドの推進に向け、日本版DMO候補法人として登録されている一般財団法人会津若松観光ビューローと行政の役割分担を明確化し、関係団体との連携体制を構築すること。
- ⑤ インバウンド観光推進による国際交流の推進や、多文化理解の促進など非貨幣的価値についても市民に啓発し、観光都市としての意識醸成を進めること。

2 今期議会における具体的検討テーマ及び政策研究方針

以上の前期議会からの申し送り事項等を踏まえ、今期第3分科会では、農業後継者対策、地元産農産物のブランド化、中小企業の活性化及び商店街活性化や雇用対策等の検討、さらにはインバウンド観光の最新動向を的確に見極めた交流人口拡大に向けた取組や、旅行先として選択されるための地域ブランド確立に向けた取組等を検討するために、「持続可能な地域産業の育成」、「交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策の在り方」の2つを具体的検討テーマとして設定し、集中的に調査研究を行った経過にある。

令和2年6月からは令和2年5月臨時会における新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策に係る議論を踏まえ「新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方」を具体的検討テーマに加え、さらに、令和3年6月からは令和3年2月定例会における新工業団地の造成に係る陳情の採択を踏まえ「新工業団地の造成」を加えた。

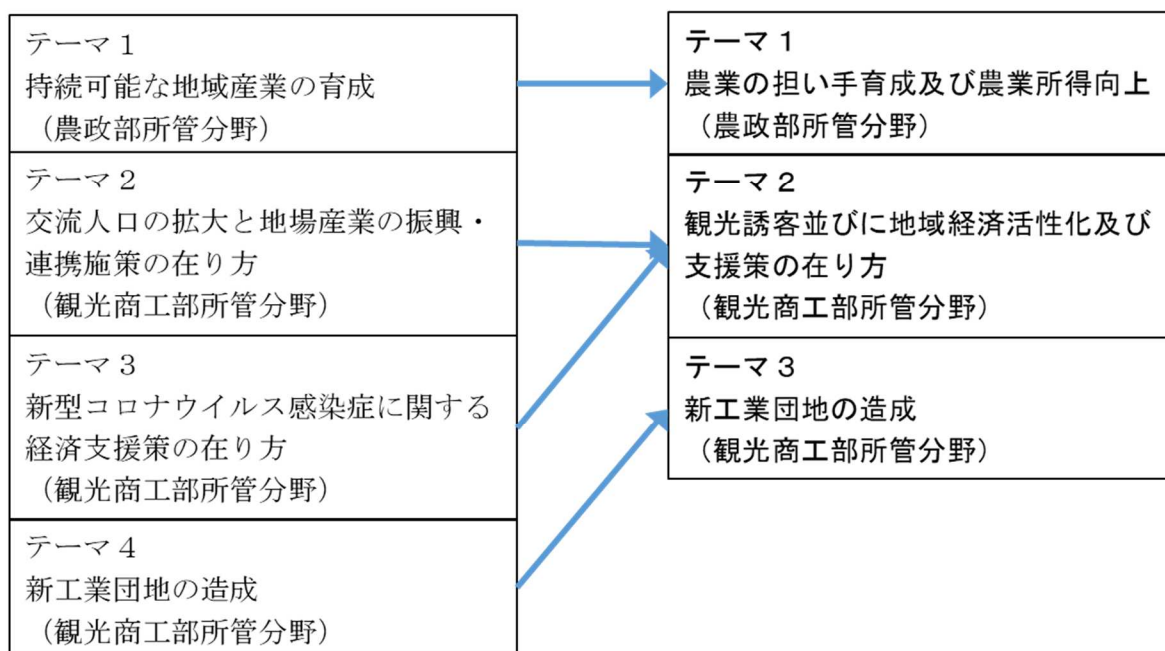
令和3年8月からは、4つの具体的検討テーマを「農業の担い手育成及び農業所得向上」、「観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方」、「新工業団地の造成」の3つに再編した。

これらのテーマの政策研究にあたっては、専門的知見の活用、先進的な取組を行っている自治体への行政調査等さまざまな機会を通し課題を分析しながら、調査研究を進めることとした。

【具体的検討テーマ再編のイメージ】

前期体制（令和元年8月～令和3年7月）

今期体制（令和3年8月～令和5年6月）



第2 テーマごとの研究内容及び総括

具体的検討テーマ1 農業の担い手育成及び農業所得向上

1 調査・研究の経過

本市においては、ICTを活用したスマートアグリを推進しているところであり、ICTの活用は農業における担い手の高齢化や後継者不足、農家所得の向上といった諸課題の解決策となる可能性を大いに秘めたものである。しかしながら、初期投資に係る担い手の負担の大きさや、機器を使いこなせるか、正しい情報を探することができるか、情報セキュリティの知識を備えているかといった、担い手に求められるICTリテラシーの高さが、スマートアグリを広く推進する上で、少なからず障害になっているものと考えられる。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降、福島県産米の価格の下落をはじめとして、市場構造が大きく変化する中において、地域の農業が生き残っていくためには、震災で失われた過去のブランド力に頼る取組ではなく、新たな産地形成・生産対策・流通対策の取組が求められている。

このことから、持続可能な地域産業としての農業を推進するため、農業におけるICT技術の普及はもとより、地域農業全体の担い手を育成し、競争力を底上げする人材育成の在り方や、会津産米の価格向上の取組、新規就農者を確保するために地域農業の間口を広げる手法等について、専門的知見の活用、行政調査などさまざまな機会を通して調査研究を進めた。

(1) 行政調査の実施

本テーマと関連性を持たせた調査事項を設定し、ICTを活用した農業振興について、どのような考え方や取組が必要かという視点を意識し、行政調査を実施した。

調査地：栃木県下野市（株式会社トマトパーク）

調査事項：ICTを活用した農業振興及び新規就農者支援の取組

実施日：令和2年1月22日

① ICTを活用したトマトパークの取組について

株式会社トマトパークの設立母体である株式会社誠和は、農業用資材の販売を行っており、特に園芸ハウスの販売に力を入れてきた。

施設園芸によるトマト栽培の先進国であるオランダはITを活用した環境制御技術の導入や、ハウス形状の改善などにより、生産効率を向上させている一方で、日本におけるトマトの平均収量は30年にわたり伸びていない。農家にオランダの取組を紹介しても、農家には響かず、相変わらず勘や感覚に頼った栽培を継続し、園芸ハウスの機能を生かしきれない状況にあった。

そのため、株式会社誠和自らがトマト栽培に取り組み、ICTを活用した栽培による収量増加の実証、栽培技術の普及啓発、新規就農者の育成を目的とし、株式会社トマトパークを立ち上げ、平成28年にICTを活用した園芸ハウスにおけるトマト栽培を開始した。トマトパークは、面積約1万8,000平方メートルの広大な敷地を生かした、最先端の施設園芸を体感できるトマト栽培施設である。

日本とオランダのトマト施設園芸の状況		
トマトの施設園芸栽培においては、10aあたりの収量はオランダ70tに対して日本は15tと5倍の差があり、労働時間あたり生産性においては9倍近くの差がある		
	オランダ	日本
<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸経営数 施設園芸総面積 <small>※野菜、花逸のみ、果樹は除く</small>	<ul style="list-style-type: none"> 約8,500人 10,240 ha <small>※2005年</small>	<ul style="list-style-type: none"> 約75,000人 57,780 ha <small>※2007年</small>
<ul style="list-style-type: none"> トマト生産者数 トマト施設面積 	<ul style="list-style-type: none"> 358 1,628 ha (6ha以上58%) <small>※2009年</small>	<ul style="list-style-type: none"> 約20,000 7,714 ha <small>※2007年</small>
<ul style="list-style-type: none"> トマト収量 投下労働時間 	<ul style="list-style-type: none"> 70 (~80) ton/10a 990 時間/10a <small>※オランダ農業経済研究所</small>	<ul style="list-style-type: none"> 15 (~25) ton/10a 1897 時間/10a <small>※農林水産省「品目別経営統計」</small>
<ul style="list-style-type: none"> 労働者最低賃金 労働生産性 	<ul style="list-style-type: none"> 10.8 €/時間 70 kg/時間 	<ul style="list-style-type: none"> 700 円/時間 8 kg/時間
<ul style="list-style-type: none"> トマト相場 トマト粗生産額 	<ul style="list-style-type: none"> 100 円/kg 約1,800億円 (うち輸出が80%) 	<ul style="list-style-type: none"> 300 円/kg 約1,800億円 (100%国内市場)

出典：農林水産省ホームページ「オランダの施設園芸」

② トマトパークにおける取組の特徴

トマトパークは、施設園芸における最先端の「試験・研究」、様々な情報を公開する「視察・見学」、次世代の農業者を育てる「教育・研修」の3つを軸に事業を展開している。

試験・研究	<p>ICTを活用し、二酸化炭素濃度や日射量、温度など、栽培環境に係るデータをリアルタイムで把握し、ハウス環境の見える化を行っている。</p> <p>また、収集したデータはインターネット上のクラウドシステムに掲載し、栽培者が参考にできるようにしている。</p>
視察・見学	<p>施設園芸をリードする情報発信基地として、年間を通じて、農業者団体や生産部会、農業参入予定企業等の視察の受入れや見学会を開催しており、事業内容を積極的にPRし、栽培状況や試験・研究で得た知見を広く開示している。</p>

<p>研修・教育</p>	<p>施設栽培に特化した経営者育成のためのトマトパークアカデミーを併設し、講義や実習により、植物生理から農業経営まで、1年間を研修期間とし、トマトに関する一貫教育を行っている。</p> <p>また、国の農業次世代人材投資資金準備型（最長2年、年間最大150万円）の申請支援をはじめ、資金調達・農地取得のアドバイスなど、農業経営者としての自立に向けた支援を行っている。</p>
---------------------	---

③ 事業費について

国の平成30年度強い農業づくり交付金（補助率約1/2）の対象事業として採択されたトマトパーク第2農場は、栽培面積約1万平方メートルに対し、事業費5億8,320万円。国補助2億5,650万円。

見学したトマトパーク第1農場は、栽培面積約8,580平方メートルに対し国補助無しで、事業費約6億円。

▼ 分科会としての共通認識

ICTを活用したスマートアグリは、収量や労働時間当たりの生産量増加、コスト削減を実現し、担い手の高齢化、後継者不足、農家所得の向上といった農業が抱える諸課題に対して、解決の一手段として期待される。本市においても重点施策として取り組まれているが、モデル事業の段階から、いかに社会実装の段階に進めていくかが課題である。

また、本市の農業においても後継者不足は重要な課題であるが、本取組において展開される研修・教育といった人材育成制度は、農業者のみならず、地域農業全体の担い手育成や競争力を底上げする手法となりえる。

(2) 専門的知見の活用

農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、人口減少による農産物消費量の減少、さらには経済のグローバル化に伴う海外との競争など、農業・農村を取り巻く状況は厳しさを増しているところである。また、東日本大震災から10年という節目の年を迎えたことから、福島第一原子力発電所事故後の現状と課題を踏まえ、農業の振興は新たなステージに向かう必要がある。このような状況の中、平成31年4月に開設された福島大学食農学類で取り組まれている地域と連携した農業振興の在り方や、燃料・肥料・農薬など農業資材高騰や米価格の下落が与える営農の持続性への影響について専門的知見を活用し、本市の目

指すべき農業振興の今後の方向性についての考え方を学ぶため、以下のとおり政策研究セミナーを開催したところである。

① 政策研究セミナー I

テーマ：福島大学食農学類の取組と会津若松市の農業振興について

講師：福島大学 食農学類 教授 小山 良太 氏

開催日：令和3年3月24日

ア 福島大学食農学類が開設された意義

福島大学に食農学類が開設されたことにより、東北六県で唯一、農学部が設置されていない県という状況が解消された。食農学類の特徴は他の学部 비해、学生における女性の割合が高いことと、卒業後に県内地域へ就職する者が多いことであり、福島大学食農学類を拠点に、県内に次世代人材を供給する仕組みづくりが期待される。

通常のアgriculture学部は、土壌、肥料、育種、作物栽培、土木などで構成されるが、福島大学食農学類はこれらに相当する生産環境学と農業生産学その他、食品科学と農業経営を加えた計4コースを設置しており、土づくりからビジネスまで、農業に係る広い分野をカバーしている点が、全国の他大学と大きく異なる特徴である。

また、福島県内全域を食農学類のキャンパスとしており、地域課題を地域とともに解決する実践教育を展開している。会津地方では猪苗代町、金山町、南会津町をエリアキャンパスとして実践教育を展開しているが、今後は本市における実践教育の展開も期待される。

イ 農業の新しい入口を作り、広げる取組

農業という産業においては、担い手不足や高齢化が課題となって久しく、新しい取組を行おうとしても若い人材がいなのが現状である。このような問題意識からの取組の一例として、ファッションブランドでバック及びジュエリーの企画・製造・販売を行う「株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド」とのコラボレーションが挙げられる。これは、学生と同社若手社員が農作業から商品開発までを行い、オリジナルの日本酒を作り、販売する取組を行ってきており、食と農に全く関係のない若い女性に手に取ってもらい、結果として福島に関心を持ってもらう仕組み作りをすることを趣旨としたものである。

福島大学食農学類の使命は、食と農に関わる次世代の人材の養成であり、そのために重要なことは、いかに今までと違う広い入口を農業に用意するかである。

《食や農の間口を拓げ、新しい入口を作る取組》

若い世代には食や農に関心があるものの、その入口が分からない人が多い。関係者がサマンサタバサのプロデュースするピンクの作業服を着用したり、サマンサタバサの店舗に完成した商品を置いたりすることで、食や農の入口を求める人はもちろん、これまで食や農に全く関心がなかった人にも福島の商品を届ける仕組みができた。

持続可能な地域産業として農業を育て上げるために、食や農の間口を拓げ、また、新しい入口を作る取組は重要である。

発売イベント詳細	
【日時】：2020年2月6日(木) 14:00~16:00 (※スカイツリー外観撮影希望の場合、13:00に下記会場にご集合お願い致します。) 【会場】サマンサタバサ(サアニバーサリー東京スカイツリータウン・ソラマチ店 (東京都 墨田区 押上1-1-2 東京スカイツリータウン・ソラマチ 1F イーストヤード11番地)	
発売商品	
	
福島大学の純米吟醸 福ほんしゅ2020 ¥1,800(税込)	ふくしまピーチバウム 単品 ¥300 (税抜) 4個セット ¥1,400(税抜)

出典：福島大学 小山良太教授 セミナー資料「福島大学 お米プロジェクト」

《伝統や歴史、食文化を守り、次世代に良いものをつなぐ取組》

若い世代においては日本酒離れが進んでいる。

サマンサタバサとのコラボレーションにより、オリジナルの美味しい日本酒を作り、サマンサタバサの店舗で販売することで、若い世代に、日本の食文化にマッチする伝統的な飲み物として、日本酒がいかにおいしいかを知ってもらうきっかけづくりができた。

持続可能な地域産業として農業を育て上げるために、伝統や歴史、食文化を守り、次世代に良いものをつなぐ取組は重要である。

ウ 「風評被害」≠「風化」

「風評被害」と「風化」は異なる問題である。

経済学の視点で風評被害を定義するとすれば、「ある社会問題が報道されることによって、本来安全とされるものを人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害」と定義される。つまり、本来安全であるものが報道等の影響により忌避されることで生じる経済的被害である。会津産米で例えれば、県内の他地域で放射性物質が基準値を超える米が取れたという報道の影響で、会津産米が忌避され、価格下落や取引停止という経済的被害が生じることが風評被害となるが、報道自体が減っている現状においては、問題は「風評被害」ではなく「風化」と言える。

原子力発電所事故は報道により多くの人知っているが、安全になったという報道はされないことから、多くの人事故直後のイメージを持ったままの状態となる。これは報道自体が減ったことにより風化が進行している状態と言える。

放射性物質が検出基準値を超えていない状況でも、水産物については今でも輸入規制をしている国がある。安全性が確認されたとしても「事故直後のイメージとは違う」ことを伝える必要がある。

エ 「安全」＋「信頼」＝『安心』

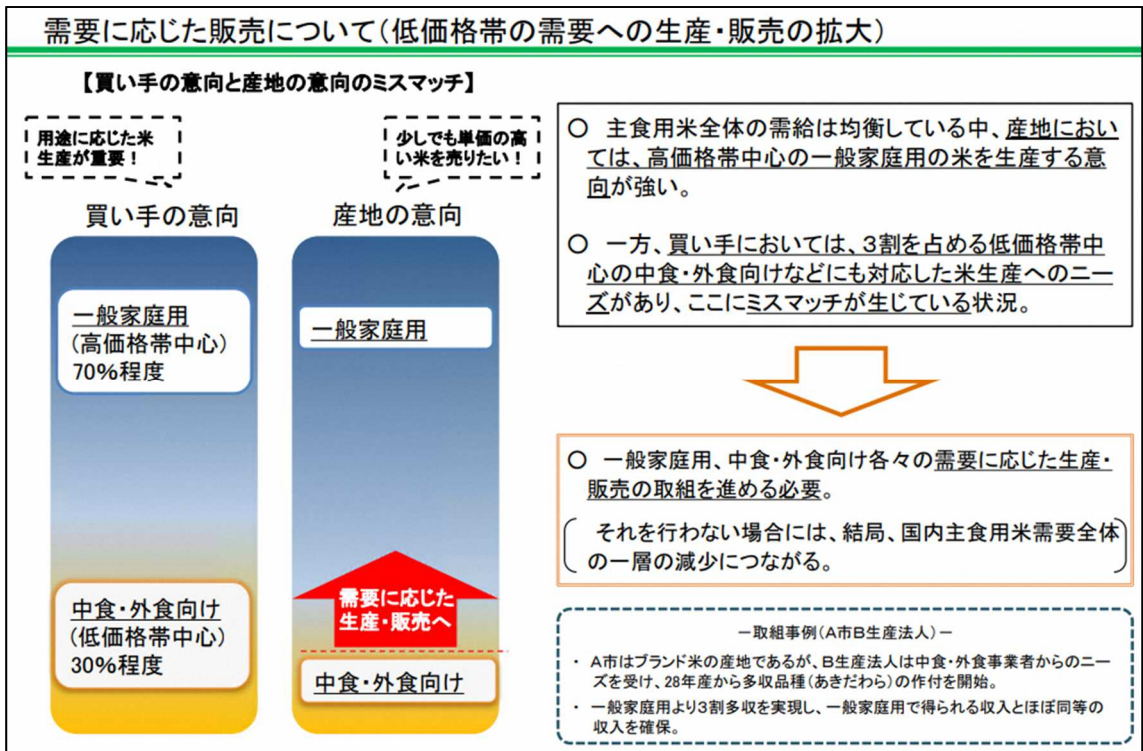
流通段階での課題として、農産物が安全であることと、社会に受け入れられることは別問題であることが挙げられ、消費者は放射性物質の検査を行っている事実を知らなくても商品を購入している。

リスクコミュニケーションにおける安心の定義は、「安全」＋「信頼」＝『安心』であり、安全を確立し、信頼を得て、はじめて安心を勝ち取ることができる。科学的に安全性を確認したものを、信頼のある販路を通じて販売することで、消費者は安心と判断し購入する。

消費者の「安心」のために、いかに「安全」と「信頼」を得る努力をするかが重要である。

オ 業務用米の市場シェア確保

日本では高齢化により、内食での米の消費（家庭での米の消費）が20年連続で減少している。増加しているのは中食（弁当や惣菜など）の需要のみで、外食も内食も需要は減少している。今後需要増が見込まれるのは中食の業務用米のみであり、業務用米の生産量を増やし市場シェアを確保することは、日本の食産業を考える上で、また、米生産におけるリスクヘッジの上で非常に重要である。



出典：農林水産省ホームページ 「米をめぐる関係資料」

カ 市場構造の変化

東日本大震災以前は、どんなに豊作の年であっても福島県産米に高値がついた。しかし、震災後 10 年が経過し、市場構造は大きく変化している。福島県の農産物は長期間市場から隔離され、棚落ちし、先発生産地から後発生産地へ格下げされたような状態であり、ブランド価値が失われている。ブランド価値を高めるには、産地形成・生産対策に力を入れる必要がある。

会津地域の被害は、普通に売っていたものが売れなくなったという市場構造の変化であり、同じような生産をしては生き残れない。市場構造の変化に対応するには、風評被害対策イベントの実施などといった取組ではなく、産地形成・生産対策として新しい生産体系を組み込むことや、流通対策として新しい市場を開拓するなど、新たな取組が重要となる。そのような取組に注力しなければ、失われたブランド価値に頼り続けることになる。

▼ 分科会としての共通認識

市で取り組んでいる AiZ' S-RiCE (アイズライス) は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降に風評被害により低下した会津産米のブランド力を取り戻すことや認知度向上を目的とする取組であることは理解するが、食味値 80 点以上の厳選米としていることもあり、収穫量は増えていない。AiZ' S-RiCE の取組は開始から 5 年が経過しようとしており、効果検証を注視していく必要がある。

業務用米や飼料用米への転作は生産者のモチベーションを低下させる可能性があり、担い手不足の問題を助長する恐れがあると認識しつつも、風評被害が依然として残っており、主食用米の需要も減少している中では、転作支援の在り方についても検討していく必要がある。

また、農業に関する助成申請については提出書類が多く、内容が複雑であるため、新たな担い手の間口を狭くしている要因になっているものと認識している。申請補助の手法や申請自体の在り方について研究が必要である。

今後、若い担い手をはじめとする農家との懇談会の実施を検討していく。

② 政策研究セミナーⅡ

テーマ：農業の担い手育成と農業所得の向上について

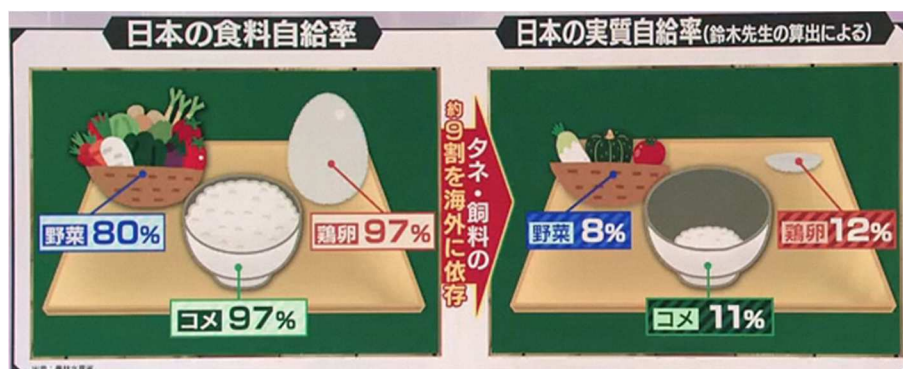
講師：東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 鈴木 宣弘 氏

開催日：令和5年4月10日

ア 日本の食料自給率向上への取組の必要性について

ロシアによるウクライナ侵攻が勃発し、小麦をはじめとする穀物価格、原油価格、化学肥料の原料価格などの高騰が増幅され、食料やその他の生産資材の調達への不安は深刻な度合いを強めている。また化学肥料原料のリン、カリウムが100%、尿素の96%が輸入依存であり、中国やロシア等の国による輸出が抑制されている中、それらの調達ができなければ国内生産には大きな影響を及ぼすものである。農林水産省のデータでは、日本の食料自給率は野菜80%、鶏卵97%、米97%となっているが、化学肥料原料がほぼ100%輸入依存であることを考慮すれば実質自給率（鈴木教授算出）は野菜8%、鶏卵12%、米11%となることである。

コロナ禍において生産資源の脆弱性が露呈した。世界の物流が停止したと仮定した場合、世界の餓死者の3割は日本人だともいわれていることから、国内農業生産力を強化し、将来的な食料危機に備えた国民の命を守る体制整備が急務である。



出典：農林水産省ホームページ

イ 国による支援と農業所得の向上

米国は、農家への補填額が穀物の輸出向け分だけでも1兆円規模になる年もあるほど農家への所得補償が充実している。欧米においては、命を守り、環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民全体で支えるという考えのもと、手厚く農業を保護している。日本の農業は欧米諸国と比較して決して保護されていない。今後食料自給率を向上させるためには、農家が赤字になったら国が補填をし、国が需給の調整弁の役割を果たし、消費者を助け、生産者も支援する仕組みづくりが必要である。

ウ 生産者と消費者が支え合う「強い農業」について

米国では、ホルモン・フリーの商品は通常の牛肉より4割ほど高価になるが、これを扱うスーパーや飲食店が5年前から急増している。その理由は、値段以上に「食料に込められた価値」を皆で支えていきたいという意識や、経済的に余裕のある消費者が「自分や家族が病気になっては大変だ。」という意識があり、購入をするからである。

スイスの国産卵は1個60～80円であり輸入品の何倍にもなるが、国産卵の方が売れている。教授がスイスを訪れた当時、国産卵を購入していた小学生くらいの女の子に話を聞いたところ、その子は「これを買うことで生産者の皆さんの生活も支えられ、そのおかげで私たちの生活も成り立つのだから、当たり前である」と答えていた。

こうした事例は、値段が高いということではなく、そこに込められた価値を皆で支えていきたいというものである。安心・安全な食品を食べることで、自然環境や健康を大切にする生産者を応援することができる。この小さな選択を積み重ねることが農と食と命を守ることにつながる。

国の政策を改善する努力も不可欠であるが、自分たちの力で自分たちの命と暮らしを守る強固なネットワークをつくることが重要である。

しかしながら、消費者の立場としては、どれが安全なのかという判断ができない。消費者に必要な情報を共有できる仕組みづくりが大切である。

エ みどりの食料システム戦略の活用

令和4年7月に「みどりの食料システム戦略」の推進法が施行され、2050年までに稲作を主体に有機栽培面積を25%（100万ha）に拡大し、化学農薬5割減、化学肥料3割減を打ち出したところである。みどり戦略の関連予算として令和4年度補正と令和5年度当初を合わせて37億円程度を措置し、地方向けの交付金では意欲ある自治体が行う農薬・肥料の低減の実証（グリーンな栽培体系への転換）や有機給食の実施、有機農業指導員の育成などが可能であり、有機農業の指導を行う民間団体の支援も行える。

こうした取組は、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存する我が国において、待ったなしの取組である。

オ 地域循環型経済の確立

地域で育んできた在来の種を守り、育て、その生産物を活用し、地域の安全・安心な食と食文化の維持と食料の安全保障につなげるために、種から消費までの地域住民ネットワークを強化し、生産者・関連産業・消費者が支え合う地域循環型経済を確立することが大切である。

学校給食は地域循環型経済の確立や、子どもの食への関心や食生活に与える影響が大きく、段階的な給食の有機農産物化を進めている自治体もある。

カ 検討すべき施策（鈴木教授からの提案）

- ア) 所得に応じた食料購入カードの支給制度導入
- イ) 優れた循環型農法の早急な横展開の予算計上
- ウ) 国の補助制度の活用
- エ) 学校給食における有機農産物化（農林水産省の「みどりの食料システム戦略」による補助事業の活用）
- オ) 小・中学校の学校給食の無償化
- カ) 食料・農業教育の充実
- キ) これらを一体的に推進するための根拠条例の制定

▼ 分科会としての共通認識

2020年度（令和2年度）の日本の食料自給率はカロリーベースによる試算で37%であり、多くの食料を輸入し、化学肥料原料もそのほとんどを輸入に依存している。安定的に食料を確保するためには、やはり農業所得を向上させ、担い手の育成を図りながら、生産量や生産性の向上を図っていかなければならない。日本の農業は決して国によって保護されておらず、農家が環境に配慮しながら安全な食料を生産し、消費者が安心して食料を購入できるよう、市は県や他自治体とともに、国に対し必要な予算を確保するよう要請していくべきである。

また、消費者自身が食の安全性について正しく認識し、高値であっても安全・安心な農産物を購入するという選択の積み重ねが、地域の農業を守ることに繋がるといふ、消費者への食に関する情報提供の重要性を再認識したところである。

消費者自らが食の安全性や価格等を総合的に判断し、購入を選択できる状況をつくるための手法や、生産者も「高値であっても売れる」という安心感を持って生産できるような支援の在り方についても研究が必要である。

そのためにも今後は、国が打ち出したみどりの食料システム戦略等を活用した有機農業栽培の取組が重要であり、市は、国の制度を活用しながら、農業を振興していく必要がある。

こうした様々な取組を通じて、生産者や関連産業、消費者が支え合う地域循環型経済の確立に向けた、地域住民ネットワークを構築していく仕組みづくりを進めていかなければならない。

(3) 要望的意見の取りまとめ

令和5年度予算審査において、水田利活用推進事業における国の制度変更の影響を抽出論点に設定し、質疑を行った。

① 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直し

国による水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しにより、令和4年度から5年間の間に1か月以上水張りが行われない農地については交付金の交付対象水田としない方針とされた。生産者の農業所得の安定を図り、本市の基幹産業である農業を守るためには、米の生産者の実情を踏まえた更なる制度見直しを求める必要がある、との分科会としての共通認識に至り、下記のとおり要望的意見を取りまとめた。

【令和5年2月定例会議 予算決算委員会第3分科会要望的意見】

国により水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が見直され、令和4年度から5年間の間に1か月以上水張りが行われない農地については交付対象水田としない方針とされたところであるが、これは生産調整のために転作を奨励する国の方針に応じてきた生産者にとって、作付けや収量、ひいては経営基盤に大きな影響を及ぼすおそれがあるものである。生産者の農業所得の安定を図り、本市の基幹産業である農業を守るためには、米の生産者の実情を踏まえた更なる制度見直しを求める必要がある。このことから、市はあらゆる機会を捉え、国に対し制度見直しの要請を行うよう要望するものである。

2 政策研究の総括

農業の担い手育成及び農業所得向上のための施策に対し、スマートアグリ、施設園芸、農の間口拡大の取組、地産地消等について調査研究を進めながら、執行機関とも議論を重ねてきた。

本テーマの今後の方向性及びキーワードは以下のとおりである。

(1) ICTを活用したスマートアグリ

ICTを活用したスマートアグリは、収量や労働時間当たりの生産量増加、コスト削減を実現し、担い手の高齢化、後継者不足、農家所得の向上といった農業が抱える諸課題に対して、解決の一手段として期待される。

本市においても重点施策として取り組まれ、年々利用者も増加しており、今後はこうした取組における効果をしっかりと検証しながら、周知に努めていく必要がある。

(2) 施設園芸における様々な取組

栃木県下野市にある株式会社トマトパークは、施設園芸における最先端の「試験・研究」、様々な情報を公開する「視察・見学」、次世代の農業者を育てる「教育・研修」の3つを軸に事業を展開している。本市においては立地条件の違いなどもあり、こうした取組に直ちに着手できる状況にはないと思われるが、本取組における研修・教育といった人材育成制度は、農業者のみならず、地域農業全体の担い手育成や競争力を底上げする手法となり得るものと思われる。

今後は市と関係団体、農業者団体等において、こうした仕組みづくりを検討していくことも重要であると思われる。

(3) 若い世代に食や農業を拡げていく取組

若い世代には食文化や農業に関心があるものの、どのように関わりをもって良いのか、その入口が分からない人が多く、また就農に関心を寄せる若者も少なからず存在することから、若者に対し、食文化や農業への関心を持ってもらう取組を進めることは重要である。

そのためには生産過程などの中で、食や農業に触れていただく機会の創出を図る取組を進めていく必要がある。

(4) 会津ブランドの確立

あいづわかまつ地産地消推進プランにおいて、第3次計画までの地産地消協力農業者数の目標達成率は68%に留まっており、地産地消が進められているとは言い難い現状にある。あいづ食の陣や農産物の需給マッチングプラッ

トフォーム「ジモノミッケ！」が効果的に機能しているのか、今後ともその効果を検証していく必要がある。会津産米のブランド力を取り戻すことや認知度向上を目的とする AiZ' S-RiCE は、食味値 80 点以上の厳選米としていることもあり、収穫量は増えていない。AiZ' S-RiCE の取組は開始から 5 年が経過しようとしており、その取組成果を検証していかなければならない。

東日本大震災以降、普通に売れていたものが売れなくなったという市場構造の変化があったことから、流通対策として新しい市場を開拓するなど、新たな取組が重要となる。そのためにも会津産米や野菜のブランド力を高めていく取組が必要である。

(5) 有機農業の推進と地域循環型経済の確立

国は、地球環境等に適応しつつ、消費者が安心でき、安全な食料のもと、健康な生活を送るため、「みどりの食料システム戦略」を活用した有機農業を推進する取組を進めている。

高値であっても安全性に配慮した農産物を購入したいという需要は一定以上存在し、消費者自らが購入するものを選択できる消費者教育の在り方をはじめ、有機農業等により高値であっても需要のある食料や商品づくりを進め、将来にわたって安定的な食料の供給に努めていかなければならない。

さらに、規格外の農産物を 6 次産業化の原材料に回すなど、どのように流通させるか研究することも農業所得向上に資するものである。

こうした取組を通じて、生産者や関連団体、消費者が支え合う地域循環型経済の確立に向けた、地域住民ネットワークを構築していく仕組みづくりを進めていかなければならない。

(6) 国に対する要請行動

農業の諸課題は、国の施策の影響によるところが大きく、農政の在り方について国に対し他自治体とともに要請行動を行うことが重要である。農家や新規就農者の多くは、国からの助成金を活用しながら事業に取り組んでいるものの、農家や新規就農者等から、申請書類の煩雑さが間口を狭くしているという指摘がある。

また、令和 5 年 2 月定例会議での要望的意見にもあるように、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が見直され、令和 4 年度から 5 年間の間に 1 か月以上水張りが行われなない農地については交付対象水田としない方針とされるなど、就農者の所得安定に影響を及ぼす事態を招いている。

加えて、日本の農業は欧米諸国と比較して決して保護されておらず、食料自給率を向上させるためには、安定的な農業所得を保障し、農業担い手の育成を図りながら、生産量の増大に向けた取組を強化しななければならない。

農業は、国の施策に大きな影響を受けることから、国に対し、JAをはじめとした関係機関が一体、一丸となり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しや安定的な農業所得の確保等に向け、必要な支援措置を講じるよう要請行動を継続していくべきである。

具体的検討テーマ 2 観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方

1 調査・研究の経過

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運の高まりに伴い、本市のみならず全国においてインバウンド観光が推進されてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、インバウンド観光の大々的な推進がはばかれる状況が生じた経過にある。

インバウンド観光は、交流人口を拡大する潜在力が期待されるものであることから、重点的にインバウンド観光を推進するターゲット国の設定や、地域内での滞在期間の延長による消費額の増加を意図したナイトタイムイベントの取組、市が旅行先として選択されるための地域ブランドの確立に向けた取組といった、これまで本市が展開してきた施策のさらなる調査研究や、本市が旅行先として選択されるための地域ブランドの確立に向けた取組等について調査研究を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の事業者は休業や営業時間短縮を余儀なくされるなど、地域経済は厳しい状況に立たされた。融資・補助金制度といった本市が取り組んできた主に地域経済を循環させることに主眼を置いた施策や、地域の事業者に寄り添う伴奏型支援の効果検証を踏まえ、コロナ禍において本当の意味で地域経済を支える、効果的な経済支援策の在り方について、調査研究を行った。

(1) 行政調査の実施

上記の考え方を踏まえた調査事項を設定し、交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策の在り方について、どのような考え方や取組が必要かという視点を意識しながら、行政調査を実施した。

① 行政調査 I

調査地：埼玉県川越市

調査事項：観光振興による交流人口の拡大と地域経済活性化の取組

実施日：令和2年1月21日

ア 埼玉県川越市の概要（調査時現在）

人口：353,301人 160,036世帯 面積：109.13k㎡

大正11年に埼玉県内で初めて市制を施行、平成15年に埼玉県内で初めて中核市に移行。

都心から約30Kmの首都圏に位置するベッドタウンである。

鉄道3社（JR東日本、東武東上線、西武新宿線）の路線があり、東京とのアクセスの良さを観光誘客の強みとしている。

観光客入込数	平成21年	平成30年
川越市	627.5万人	734.2万人 ※平成21年と比較し17%増
会津若松市（参考）	344.7万人	306.4万人 ※平成21年と比較し11%減

イ 川越市の観光推進の基本的スタンス

川越市では、平成28年3月に策定した「第二次川越市観光振興計画」に基づき、平成26年の観光客数657.9万人から、計画最終年である平成37年の750万人を目標に観光振興に取り組んでいる。「世界に発信しよう！EDOが粹づくまち 小江戸川越」を計画の基本理念とし、各種観光施策を展開している。

蔵造りの町並みや時の鐘などの歴史的な観光資源、都心からのアクセスの良さを売りに、観光誘客に取り組んでいる。宿泊施設は少なく、ほとんどの観光客が日帰りである。このため、夕方から夜の時間帯にかけてのイベントの展開により、観光客の滞在時間を伸ばし、観光消費額を増加させる取組を行っている。

また、急激に観光客が増加したことによる道路混雑やマナー違反への対応が課題となっている。

ウ インバウンド観光戦略

《ターゲット国》

川越市においては、台湾とタイが来訪国の1位、2位であるが、既に頭打ちと考えており、人口が多く、富裕層の海外旅行が増加しているインドネシアに着目している。インドネシア旅行博への出展や、インドネシア向けホームページの開設など、インドネシアをターゲット国とし、誘客に力を入れている。

《観光情報発信》

市民や観光客がSNSツールを使い情報発信をしており、川越市もSNSツールやインフルエンサーの活用による情報発信に取り組んでいる。インフルエンサー招聘や海外の旅行博出展など、多くの費用を要する事業については、県事業を活用している。

《地域観光資源の活用》

川越氷川神社の7月、8月の観光客数が60万人に達するなど、新たな観光スポットとして認められてきた。当該神社の宮司が観光協会の役員ということもあり、行政との協力関係ができています。

《学生の活用》

川越市にある東京国際大学には、インドネシアからの留学生が約80人と多い。留学生をはじめとした学生に、川越市をPRする動画の作成を依頼し、学生・大学を活用したPRにも取り組んでいる。令和2年度の予算要求では、留学生を対象とした観光人材育成や、SNS母国語情報発信など、交流人口の拡大に向けた事業の予算を計上している。

■ [インドネシア向け観光プロモーション動画](#)



[インドネシア向け観光プロモーション動画](#)

東京国際大学のインドネシア人留学生に協力をいただき、インドネシアの方々に向けた観光PR動画を制作しました。

・ [インドネシア向け観光プロモーション動画](#)

出典：川越市公式ホームページ

エ 観光誘客に係る課題

《観光客増加による課題》

蔵造りの商店街では軽食を提供する店舗が多く、観光客によるごみのポイ捨てが問題となっている。商店街・住民と協議を続けている段階であり、試験的に期間限定で市がゴミ捨て場を設置するなど、行政がどの程度介入するか、試行錯誤している。

また、観光客増加による道路渋滞や、車両と歩行者が接触する危険性の高まりなどといった交通の問題が生じている。歩行者天国や一方通行化などの実証実験も行ったが、迂回路となる道路の渋滞が悪化するなど、解決策を見いだせていない。

《滞在時間の延長に向けた取組》

川越市によれば、同市の宿泊施設は、ビジネスホテル等で約1,000室程度と少ない状況である。観光客の約98%が日帰り観光客であり、観光消費額増加のためには滞在時間の延長が必要であると考え、ナイトタイムイベントに取り組んでいる。

《関係機関との連携》

川越市には、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道の3路線があり、これら鉄道3社と連携し、観光誘客の取組を行っている。広域連携組織として、周辺4市3町で構成するレインボー協議会があるが、付近の自治体との連携は、観光誘客にメリットがない。このことから、池袋(豊島区)をはじめとしたインバウンド・観光誘客という観点で目的を共有できる自治体と手を組み、観光誘客を推進していく。

オ 観光統計の活用

重要業績評価指標(KPI)の検証や観光消費額の確認に活用するため、地域の観光スポットに人員を配置したマンツーマンでのアンケート調査により、観光統計を取っている。若い世代の協力が得られない上、50代以上の協力が多く、統計結果に世代的な偏りがあることが課題である。

また、平成30年度に外国人観光客を対象としたアンケート調査を実施したが、経費の問題から、サンプルは約100件と、規模の小さいものとなった。

▼ 分科会としての共通認識

川越市は観光地としての強みである交通アクセスの良さに加え、川越氷川神社など新たな地域観光資源の開発や、宿泊施設が少ないという弱みを分析し、滞在時間を延長しようとするナイトタイムイベントの取組など、戦略的な観光誘客が展開されていた。

また、インバウンドターゲット国の設定や、市内に立地する大学や学生の活用などといった特徴的な取組は、本市の観光振興にとって十分参考となる取組である。

② 行政調査Ⅱ

調査地：静岡県熱海市

調査事項：観光振興による交流人口の拡大と地域経済活性化の取組

実施日：令和4年10月27日

ア 熱海市の観光推進の基本的スタンス

熱海市では「変化しつづける温泉観光地熱海」を基本理念とし、多様な地域の資源・価値に立脚し、時代・価値観の変化に柔軟に対応する満足度の高い滞在空間の提供を行い、「首都圏顧客支持率ナンバー1温泉観光地」として、将来のリピーター層に想起される「新・熱海ブランドの構築」や、

市内回遊性の向上と伊豆箱根エリアにおける観光ハブ拠点化による新たな来遊客の創出を目指している。

イ 民間主導のまちづくり

熱海市では、民間の個人や団体がまちづくりにおいて力を発揮し、観光資源を創出している。

観光協会	ウォーターパーク、春のビールまつり、おさかなフェスティバル
旅館組合	熱海海上花火大会の通年開催、熱海アロハフェスティバル
商工会議所	熱海ブランド認定事業
その他民間	熱海温泉玉手箱（地元民に熱海を知ってもらう取組。通称「オンたま」）


ウ 観光ブランドプロモーション

コンセプトを「意外と熱海」として設定し、市民全員が来訪者に「意外といい熱海」をおすすめできれば来訪者の満足度が上がり、再来訪（リピート）につながると考えている。有名観光地だからこそ、固定概念を払拭するポイントは意外に身近な地元の視点にある。


JTBや大学と協力した「意外と熱海プロジェクト」を組織しており、DMOの概念が世に広まる以前から同様の取組を行っている。組織の役割は、コンセプトの下、各団体の連携を図り、コンテンツ会議によりコンテンツや地域の役割を整理し、プロモーションの方向性を決定・推進することである。

■ コンセプト

「意外と熱海」は地元の人々の再発見からスタートします。人にお勧めする際に「意外とココいいんですよ」と言ってしまう。市民全員が来訪者に「意外といい熱海」がお勧めできれば来訪者の満足度が上がり、再来訪（リピート）につながります。有名観光地だからこそ、固定概念を払しょくするポイントは、意外に「身近な」地元の視点なのです。



意外と知らなかったけど、こんな所あるんだ。
意外とうまかったなあ、あの店の料理。
意外といい見晴らしだったよね。
意外と早く来れるんだよね。
意外とおもしろい店もあるじゃん。
意外と遊べるんだよね。
そんな熱海の魅力を再認識していただき「やっぱりいいよね、熱海」につなげていきます。



「貝」(イガイ)をモチーフにしたロゴやわざとくすれされたタイポグラフィーを用いて「印象にのこる」ビジュアル展開

出典：熱海市資料（行政調査 当日配布資料）

エ ロケ支援・メディアプロモーション

施設の情報提供だけでなく、地元出演者との調整や、ロケ弁当の手配など、職員がADや制作部を全面支援し、ロケ誘致を推進している。

ドラマや映画より、バラエティ番組（食レポなど）の方が短時間で確実に熱海市の印象を植え付けることができ、効果的である。テレビ番組15分で3億円の効果が見込めるとしている。

オ 熱海市チャレンジ応援センター（A-s u p o : エーサポ）

熱海市経済課産業振興室と熱海商工会議所が連携し、「売上増加に向け事業者と一緒に考え、コストをかけずに知恵を出す」ことにこだわった個店支援事業（A-b i z）を開始した。

A-b i zではチーフアドバイザーを全国公募し、任命した者とともに支援を行っていたが、より組織的に支援を行うために監査法人に業務委託を行い、A-s u p oとして事業を再編した。

カ 創業支援・リノベーションまちづくり

《創業支援》

金融機関、商工会議所、宅地建物取引業協会、まちづくり会社、各種専門家等と市が連携し、平成27年に熱海創業支援連絡会が発足。経営指導や不動産物件検索など様々な創業支援プログラムにより、地域での創業を後押ししている。

《リノベーションまちづくり》

熱海市のリノベーションまちづくりは、遊休化した物件を持つ不動産オーナーと、まちで何かを始めたい「まち起業家」や、コミュニティがあるまちなかで暮らしたい「住み手」をつなぐことで、まちなかを暮らしやすく、チャレンジしやすい場に変えることを目的としている。リノベーションスクールやATAMI2023会議を経て、熱海リノベーションまちづくり構想が打ち出される。リノベーションまちづくり構想は、熱海のまちを変える方向性をみんなで議論し、方向性をまとめ、その方向性に沿って民間主導でプロジェクトを興して、持続力のある熱海のまちを作り出そうとするものである。

キ 熱海型DMO

観光振興においては、変化に対応しないと生き残れないとして、次世代に続く新しい時代にあった体制づくりのためDMOを構築した。

▼ 分科会としての共通認識

熱海市では、JTBと長期契約を結び、プロモーションやマーケティング調査・分析を細かく行っていた。宿泊観光客の時間帯別の動きや流出入先など、本市のマーケティング調査において参考にすべき取組であった。

また、温泉街の空き店舗リノベーションを首都圏の若い女性をターゲットとする戦略が、平日に若年層の観光客が多く訪れる要因となっており、遊歩道の整備や通年花火イベントの開催など、計画的に温泉街の活性化を図る手法は、参考となるものである。

(2) 金融機関等との懇談会の実施

新型コロナウイルス感染症の影響下における地域経済の現状を把握し地域経済振興の在り方を模索するため、金融機関等との懇談会を実施し意見交換を行った。懇談会は2部構成で実施した。

《第1部》

日 時：令和2年8月4日

場 所：会津若松市議場

相手方：株式会社日本政策金融公庫会津若松支店
支店長兼国民生活事業統括 岡本貴靖 氏

《第2部》

日 時：令和2年8月4日

場 所：会津若松市議場

相手方：会津信用金庫 常勤理事兼本店営業部長 渡部勝利 氏
会津商工信用組合 元常勤理事 武田義幸 氏
本店営業部長 星 憲之 氏
福島県信用保証協会会津支店 支店長 安瀬耐子 氏

《テーマ》第1部、第2部共通

新型コロナウイルス感染症の影響下における地域経済の現状及び地域経済振興について

《各団体からの意見要旨》

日本政策金融公庫 会津若松支店

【新型コロナウイルス感染症の影響下における地元経済の現状について】

日本政策金融公庫会津若松支店における令和2年6月末現在の融資申込みの状況は、約1,000件であった。前年度の年間申込みが750件であることを考慮すれば、驚異的な件数。

一方で、これ以上融資を受けるわけにはいかないと考える事業者の廃業が増えている。事業者の判断による廃業は、倒産とは違い、数字に表れない新型コロナウイルス感染症の影響であると考えられる。

【新型コロナウイルス感染症の影響下における起業（創業）及びイノベーションの可能性について】

例えば、営業の在り方について、感染症が流行する中で営業に行くよう強ければ安全配慮義務違反になることから、新たな営業の仕組みが生まれる可能性がある。また、旅館宿泊需要の減少と在宅オフィスの需要が掛け合わされることで、旅館の個人オフィス利用など、新しい需要が生じる可能性がある。

【新型コロナウイルス感染症の影響下における今後の地域経済支援策について】

事業者に対する給付金等による経済支援以上に、今何をすべきか、何ができるかを事業者と一緒に考えて、そのような「伴走型支援」が必要である。

会津信用金庫

【新型コロナウイルス感染症の影響下における地元経済の現状について】

会津信用金庫では、「あいしん景況レポート」という4半期ごとのレポートを作成している。令和2年4月から6月期のレポートにおける売上及び収益のD I 値（「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を差し引いて算出した値）は、多くの業種で軒並み悪化しているのに比して、建設業は影響が少ない印象を受ける。

【新型コロナウイルス感染症の影響下における今後の地域経済支援策について】

本市にはスマートシティA i C Tなど、I C T関連事業の強みがある。ぜひそれらを活用した支援の展開を求める。

会津商工信用組合

【新型コロナウイルス感染症の影響下における地元経済の現状について】

令和2年7月27日付の日本経済新聞の記事に、帝国データバンクの調査で飲食店倒産は398件であり、2000年以降で最多とある。しかしながら、この数字には自主廃業が計上されておらず、数値に現れない影響も想定される。

【新型コロナウイルス感染症の影響下における起業（創業）及びイノベーションの可能性について】

会津商工信用組合では、あいづしんくみ創業塾という取組があり、日本酒、ワイナリー、ネイルアートなど、様々な起業を支援してきた。若い世代には、起業して地域に根差したいと考えている方が多い印象を受ける。中小企業庁の「事業承継補助金」を利用して、承継後に経営革新を行う事業者を支援することも可能であり、毎年実績を挙げている。

福島県信用保証協会会津支店

【新型コロナウイルス感染症の影響下における地元経済の現状について】

福島県信用保証協会会津支店における今期の保証承諾は令和2年6月末日現在で1,342件であり、金額にして202億7,800万円余りと、前年度比で560.8%にのぼる状況である。新型コロナウイルス感染症の影響で保証申込みが殺到している。国から感染症の影響下であることを念頭に審査を急ぐよう通知を受けており、よほどのことがない限り、厳しい審査をせずに保証承諾している。

【新型コロナウイルス感染症の影響下における今後の地域経済支援策について】

全国ニュースで、芦ノ牧温泉の大川荘がテレビアニメ「鬼滅の刃」に登場する場所に似ていると話題になり、感染症の影響下でも客が増えていると報道された。そのような市内の小さな素材でも、関係各者が連携すれば経済活性化に結び付くかもしれない。

▼ 分科会としての共通認識

新型コロナウイルス感染症の影響による倒産は少ないという表面上の結果となっているが、感染拡大前から経営状態が悪かった事業者は「感染拡大とは関係ない」扱いになってしまう。市として、新型コロナウイルス感染症の影響による倒産の定義をきっちりと定め、調査をしていく必要がある。

廃業となった事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化も要因ではあるものの、後継者がおらず先が見えないから廃業を選択するケ

ースもあるものとする。倒産・廃業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響の有無を問わず、そのような状況になる前の支援をどのように行うべきか検討していくことが必要である。

観光業においては、行政・各事業者それぞれが把握している来訪者の情報共有が重要である。来訪予定を事前に把握できれば、仕入れをはじめとした営業サイクル等の指針となる。市と会津若松観光ビューローが中心となり、官民連携して情報共有ができる仕組みを検討していく必要がある。

(3) 東山及び芦ノ牧温泉観光協会との分野別意見交換会への参加

東山及び芦ノ牧温泉観光協会より、議長に対して分野別意見交換会の開催依頼があった。本市の観光振興を図るためには、市全体としての観光地経営を考えていくことが重要であり、行政と民間の連携だけではなく、市議会とも定期的な意見交換等の場を設けることにより連携を図り、情報を共有し、本市の観光振興の在り方について政策論議を深めたいという趣旨であった。このため、両温泉街の現状や課題を共有し理解を深め、解決に向けた方策を探るために、会津若松市議会市民との意見交換会実施要領に基づき、両温泉観光協会との分野別意見交換会が開催された。

日 時：令和3年12月22日

場 所：生涯学習総合センター 3階 研修室2・3

相手方：東山温泉観光協会	会長	齋藤純一	氏
	副会長	嶋村卓也	氏
	副会長	平賀茂美	氏
	事務長	鈴木壽治	氏
芦ノ牧温泉観光協会	会長	樋口俊典	氏
	副会長	渡邊幸嗣	氏
	事務局長	佐藤直	氏

《テーマ》

宿泊滞在型観光の強化拡大とまちづくり全体の視点による会津若松市の観光振興の在り方について

《両温泉観光協会からの意見要旨》

<p>温泉地環境の改善と整備について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦ノ牧温泉の廃屋は5か所 ・ 東山温泉の廃屋は4か所 ・ 廃屋は景観の問題だけでなく災害対策との複合的な問題。 ・ 廃屋はもちろんだが、周りの環境も整備していかなければならない。
<p>課題解決のための財源確保及び活用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入湯税額を引き上げ、値上げ分を温泉地の環境整備や観光振興へ活用したい。
<p>観光経済力の強化に向けたDMO（観光地域づくり法人）との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津若松観光ビューローは課題を認識し解決できるよう専念できる人材がいないと組織は変わらない。財源的にも自立が必要。現在は若松城天守閣入場料や売店収入ぐらいしかない。販売までつなげられる観光コンテンツの一元化と窓口の一元化が必要である。 ・ 本市の観光施策は着地型といえども発地型になっている。大きな素材があればあるほど非常に魅力のある観光地と思ってもらえるチャンスでもある。会津に来たなら滞在しないと勿体ないと思ってもらえるようなイメージづくりが重要。

▼ 分科会としての共通認識

東山温泉・芦ノ牧温泉とも、誘客だけでなく災害対策としても温泉街の環境整備には力を入れてきているが、廃旅館・ホテルの撤去や河川の整備には、その財源の確保等の課題が多く対策に苦慮している。景観対策と環境整備は、温泉地の魅力向上だけでなく、災害対策としても有効な対策を講じなければならないことから、議会としても検討することが必要となっている。

また、地域DMOとしての会津若松観光ビューローへの期待は大きく、その役割の明確化と機能の充実は本市の地域観光の振興にとって極めて重要である。会津の地域観光の課題と今後の方向性を整理し、地域DMOの果たすべき役割を担えるよう、取組を進めていく必要がある。

(4) 要望的意見の取りまとめ

予算審査・決算審査において、中小企業・小規模企業未来会議の在り方、新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方、中心市街地活性化の推進等について検討するため、抽出論点に設定し質疑を行った。

① 中小企業・小規模企業未来会議の在り方

会議の開催状況や会議の要旨から、中小企業及び小規模企業の振興に向けた継続的な協議という所期の目的を果たしているとは言い難く、執行機関と議会の認識には大きな相違があると言わざるを得ないことから、中小企業・小規模企業未来会議の在り方を見直す必要がある、との分科会としての共通認識に至り、下記のとおり要望的意見を取りまとめた。

【令和3年9月定例会 予算決算委員会第3分科会要望的意見】

中小企業・小規模企業未来会議は、中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認める事項に関し、継続的な協議を行うために開催されるものとされているところであるが、会議の開催状況やコアメンバーの出席状況、協議内容など、中小企業及び小規模企業の振興という所期の目的を果たすものとは言い難いものとなっていることから、市は、中小企業及び小規模企業の振興が図られるよう、中小企業・小規模企業未来会議の在り方について必要な改善に取り組むよう強く要望するものである。

② 新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方

市は、コロナ禍において様々な経済支援策を講じてきたところであるが、感染症の影響で厳しい経営を強いられる状況にも関わらず、各種支援の対象とならない事業者が生じたところである。また、補正予算により取り組んだ事業についても、執行率の低い事業などが見受けられ、本市議会には各種団体から経済支援に係る陳情が寄せられるなど、事業者等にとっては、市独自の支援策が十分ではなかったものと考えられる。

本市議会においては、令和3年3月に新型コロナウイルス感染症対策に係る支援等の実施に関する決議を行ったところであるが、改めて、市は国や県の支援を受けられる飲食店以外の事業者について、市独自の支援策について早急に検討する必要がある、との分科会としての共通認識に至り、下記のとおり要望的意見を取りまとめた。

【令和3年9月定例会 予算決算委員会第3分科会要望的意見】

コロナ禍において、市は様々な経済支援策を講じてきたところであるが、感染症の影響により苦しい経営を強いられる状況にも関わらず、各種支援の対象とならず苦しい経営を強いられる事業者が多く存在していることから、市は、コロナ禍における事業者の実情を踏まえ、市独自の支援策を早急に検討するよう強く要望するものである。

③ 中心市街地活性化の推進

中心市街地活性化基本計画に基づく取組においては、関係者の中で同じ認識を共有し、関係者がターゲットとする客層を明確にした上で、中心市街地の活性化を戦略的に推進することと併せて、活性化を牽引する人材の育成に取り組む必要がある、との分科会としての共通認識に至り、下記のとおり要望的意見を取りまとめた。

【令和5年2月定例会議 予算決算委員会第3分科会要望的意見】

市はこれまでの中心市街地活性化基本計画については、関係者の中で認識に差があり、中心市街地の活性化の上で有効なものとならなかったことについて反省しているところである。このことを踏まえ、市は、新たに策定を進めている第3期中心市街地活性化基本計画に基づく取組においては、関係者の中で同じ認識を共有し、関係者がターゲットとする客層を明確にした上で、中心市街地の活性化を戦略的に推進することと併せて、活性化を牽引する人材の育成に取り組むよう要望するものである

(5) 市中小企業・小規模企業未来会議の在り方に係る勉強会の実施

中小企業・小規模企業未来会議の在り方に関する要望的意見を取りまとめたことを踏まえ、市中小企業・小規模企業未来会議の事務局である観光商工部を招き、未来会議に係る勉強会を実施した。

日 時：令和4年8月9日

場 所：追手町第二庁舎 第1委員会室

① 会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例について

本市では、中小企業・小規模企業振興検討会における協議を経て、「中小企業振興条例」を改正し、平成31年4月1日から「中小企業及び小規模企業振興条例」を施行した。条例の改正に当たり、中小企業・小規模企業者と、市・支援機関での継続的な意見交換が望まれたことから、継続的な協議の場として中小企業・小規模企業未来会議の設置を位置付けた。

② 会議の役割

会議設立検討時の業界の反応・意見は以下のようなものであった。

- ア 全ての団体が異業種との連携が必要と考えており、まずはそのような連携を促す「場」の設定が必要。
- イ 行政主導による会議は意見を述べづらく、ざっくばらんに意見が言える雰囲気が望ましい。
- ウ 様々な産業や業界による意見交換（異業種との連携）では、結論を一つに絞ることは難しいことから、必ずしも結論を求めない緩やかな会議運営が望ましい。

以上の意見を踏まえ、「継続的な自由闊達な意見交換の場であり、必ずしも政策提言を前提としない会議体」として中小企業・小規模企業未来会議は設置された。

※政策提言を行う可能性を否定するものではない。

③ 会議の構成員

コアメンバーと協議テーマに応じた関係者により構成。過去12回の会議における平均出席率は76%。

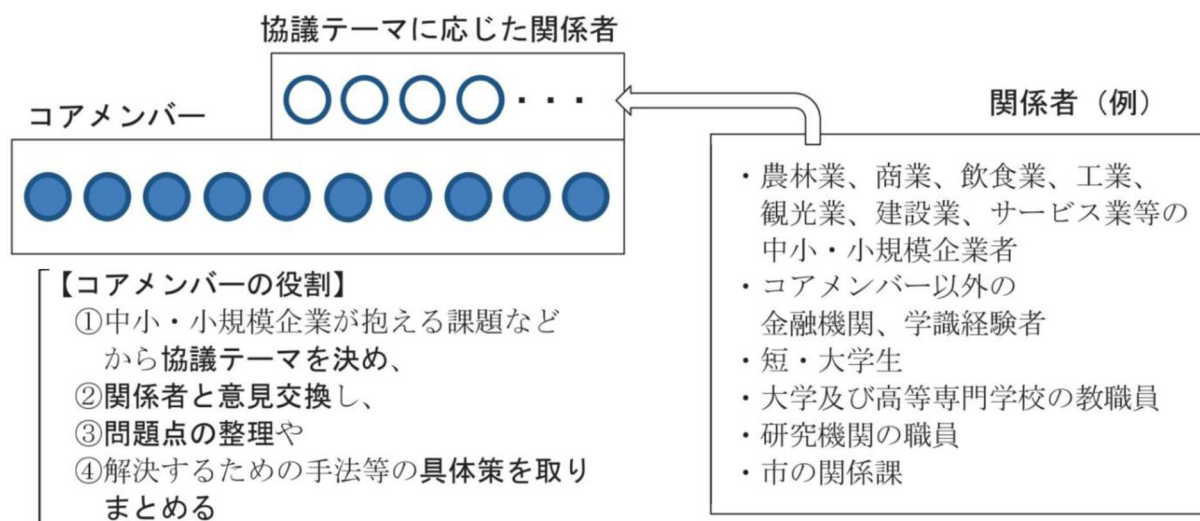
コアメンバー	
学識経験者	会津大学短期大学部
中小・小規模企業者	会津若松商工会議所、あいづ商工会、会津青年会議所、県中小企業家同友会 会津支部の4団体からの推薦
関係機関	会津若松商工会議所、あいづ商工会、県中小企業団体中央会
金融機関	会津信用金庫、会津商工信用組合
市	観光商工部商工課

④ 会議のイメージ

協議テーマを設定し、テーマに応じた関係者を招集。

《現在のテーマ》

- ・人材の育成・掘り起こし・呼び込み
- ・地域企業間の交流



出典：会津若松市商工課「中小企業・小規模企業未来会議勉強会」資料

⑤ 今後の展開

総括を3年間のサイクルで行う予定。今後、令和2年から3年間の取組の総括を行う。それをもとに、事業者・支援団体・教育機関・行政それぞれが行うべき取組、または協働で行うべき取組等、役割を整理しながら、未来会議からの提案として公表予定。次期テーマの設定や取組について協議を行っていく。

▼ 分科会としての共通認識

第3分科会が求めてきた会議の在り方とは大きく異なるものであるが、観光商工部としては各業界団体の意見を踏まえて判断してきたこと、未来会議からの政策提言の可能性を否定するものではないこと、過去3年間の取組を総括し、未来会議としての提案を取りまとめる予定であることから、未来会議による総括と提案を注視していくこととし、未来会議の在り方に係る調査は、これらを踏まえたうえで検証を進めていく。

2 政策研究の総括

観光誘客、地域経済活性化及び支援策の在り方に対し、インバウンド、ナイトタイムイベントの取組、温泉街の景観、DMO戦略、創業支援等について、関係団体とも意見交換を重ね、研究を進めてきた。

本テーマの今後の方向性及びキーワードは以下のとおりである。

(1) インバウンド対策

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においては、インバウンド客が回復しつつある一方、外国人観光客が来訪先を選ぶ際に参考としている情報は日本国内においても人気のある観光地であり、インバウンド誘客は国内需要の高さが前提となるという指摘もあることから、国内からの観光誘客の強化を基本としながら、インバウンド対策を講じる必要がある。

そのため国内からの観光誘客の強化を図るため、広域的な観光ルートの充実に取り組みながら、インバウンド対策を講じる必要がある。

外国人観光客のニーズを把握しながら、海外の現地法人やインフルエンサー等との連携・協力によるPRや周知に努めていくとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）等を見据え、近接する各空港から本市への直行高速バスの運行を検討するなど、交通アクセスの充実に図り、外国人観光客をはじめとして本市への観光誘客に取り組むべきである。

(2) 体験型コンテンツの造成

新しい旅のスタイルとして、地域の特色や伝統文化に直接触れることで、従来の旅行より深く地域の魅力を感じられる「体験型観光」が好まれる傾向にある。

本市においても「暮らすような旅」として本市ならではの風習や民俗芸能等を地域住民と共に準備から振り返りまでを行うことで、歴史や伝統的な暮らしを深く体験する旅行を提案していくこととしているが、具体的な体験型コンテンツ造成の取組やその効果について検証していく必要がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症脱却後の経営支援

コロナ禍において、金融機関からの融資等により経営を乗り切った事業者が今後は返済の時期を迎え、返済ができない事業者も想定されることから、状況を注視していく必要がある。

これまでの支援策等の効果をしっかりと踏まえながら、アフターコロナにおける支援の在り方を継続して研究する必要がある。

(4) 商店街を含む中心市街地活性化及び創業支援

市が令和5年4月から令和10年3月までを対象期間として策定した第3期中心市街地活性化基本計画は、策定に当たり業務委託をせず、商店街等への聞き込みを行いながら、自ら策定に取り組んだことは評価するところである。行政調査先の地域においては、民間主導により地域活性化が図られた事例もあり、商店街の活性化には商店街自体の努力も必要であるが、活性化を牽引する人材の育成も重要であることから、伴走型支援に取り組んでいく必要がある。

商店街等における空き店舗は、所有者の意向や住居を兼ねていることなどの理由により、その物件全てが活用できる状況にはない。しかしながら、活用できる空き店舗については、商店としての活用のほか、事業所やコミュニティスペースとしての活用も検討しながらきめ細かな対応をしていくことも重要である。

また、令和4年度において創業支援「チャレンジ企業応援補助金」を新たに予算化し、令和5年度においても、この補助金の拡充を図るなどの取組は評価するところである。今後においては、事業効果を検証しながら中心市街地における賑わいの創出と商店街の活性化に寄与しているかどうか、検証していく必要がある。

(5) 金融機関等との懇談を踏まえて

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援においては、事業者と一体となった伴走型支援と関係機関との連携を行うことを基本として、本市の強みであるICT関連事業の活用や意欲のある創業者を重点的に支援することが重要である。

これまで中小企業庁の「事業承継補助金」を活用し、承継後に経営革新を行う事業者を支援してきた実績もあることから、イノベーションの可能性を視野に入れつつ商店街の活性化に取り組んでいく必要がある。

(6) 東山・芦ノ牧温泉街の活性化

宿泊滞在型観光の強化に向け、温泉街の景観や環境改善を進めていかなければならない。現在、芦ノ牧温泉の廃屋は5か所、東山温泉の廃屋は4か所あり、景観や災害等による倒壊なども想定されることから早急に環境の改善を図らなければならないところである。

現在、両温泉街においては、「温泉地域景観創造ビジョン」が策定され、国の補助制度等を活用しながら景観対策と温泉街の魅力向上のため、令和14年を目標に廃屋の解体を進めることとしている。

また、安定的な財源の確保に向けては、両温泉街より入湯税の引き上げなどの意向が示されており今後の検討課題である。

両温泉街の活性化においては、これらの取組を牽引する人材と会津若松観光ビューロー等関係機関との連携が必要である。

(7) 中小企業・小規模企業未来会議

未来会議においては、当分科会がこれまでの調査研究において、異業種の事業者等における闊達な意見交換と政策提言を行う役割を求めてきた。市においては、各業界団体等の意向を踏まえ、継続的な自由闊達な意見交換の場であり、必ずしも政策提言を前提としない会議体とし、取組を進めてきたところであり、令和5年度において取組成果の総括を行うこととしている。

これまでのコアメンバーの出席状況等を踏まえれば、欠席が多いメンバーや任期途中でメンバーの交代等もあり、所期の目的を果たせるとは言い難い側面も見受けられる。

未来会議の構成メンバーは、一定期間継続して会議に出席できるメンバーとするべきであり、その選出方法について改善を図るべきである。

当分科会としては、この会議体が果たすべき役割は大きく、未来会議と銘打っている会議体であり、将来に向けて商店街や中心市街地での賑わいの創出につながるような取組でなければならないと考えることから、取組成果を検証していく。

具体的検討テーマ3 新工業団地の造成

1 調査・研究の経過

新工業団地については、令和2年3月に策定された会津若松市工業振興計画において、「新たに分譲可能な工業用地がないことから、企業誘致の促進のために、新たな工業団地の整備を推進する。」との考え方が示されたところである。

その整備手法や整備主体等、整備に向けた具体的な考え方は定まっていなかったものの、令和3年2月定例会において、新工業団地の造成に係る陳情が採択され、令和3年5月の各派代表者会議において、同じ委員で構成する第3分科会の具体的検討テーマとして設定し、調査研究することが確認されたところである。

(1) 行政調査の実施

工業団地造成事業を民間の経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に事業の推進を図りながら実施することの可能性を考慮し、PFI事業のメリットとデメリットを意識しながら行政調査を実施した。

① 行政調査 I

調査地：愛知県岡崎市

調査事項：民間能力の活用による工業団地造成

実施日：令和4年10月26日

ア 岡崎市における工業団地造成実績

岡崎市ではこれまで、昭和63年分譲開始の花園工業団地をはじめとして、緑園工業団地、葵工業団地、額田南部工業団地、東部工業団地と、5つの工業団地が造成され、調査時点において合計28社が立地し、1万2千人以上の雇用が創出された。これらは全て愛知県企業庁が主体となり造成したものである。

調査時点において、岡崎市が主体となり、PFI方式による阿知和地区工業団地の造成に取り組んでおり、強固な地盤を有する地域へ整備を進め、工業団地内に東名高速道路の本線に直結するスマートインターチェンジを整備するなど、交通アクセスに優れた工業団地となる予定である。

イ PFI方式の採用

岡崎市では、以下の理由から工業団地造成事業についてPFI方式を採用することとしている。また、構想当初は事業資金についても民間資金の活用を目指していたが、事業を進める過程において、市が工業団地債を活

用し 100% 充当する方法が経済的であるとの判断から、民間資金は活用しないこととなった。

<p>《 P F I 方式を採用する理由 》</p> <p>設計及び施行における充実したノウハウ及び工期短縮が期待できる（一者で完結）。</p> <p>高速道路の跨道橋の架け替えやアクセス道路の接続など、難易度の高い工事をセットで発注できる。</p> <p>《市と民間企業の役割分担》</p> <p>工業団地造成は、設計及び施行を事業者任せ、許認可は市の名義で行う。</p> <p>周辺道路整備は、難易度の高いものを除き、基本的には市が行う。</p>	
<p>P F I のメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な設計が不要。民間の自由な発想で経費や工期が縮減可能。 ・ 市の基本設計では 27 ヘクタールであった分譲地が、32 ヘクタールに拡大。 ・ 提案された事業費が想定の 8 割程度であり、20 億円以上の縮減が図られた。
<p>P F I のデメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準の作成が難しい。（全庁的な調整を要する。岡崎市ではコンサルタントを活用し作成。） ・ 発注後は自由にならない。（発注後に業務の協議を行う場合は、多額の費用がかかる。）

ウ 岡崎市における企業立地施策

岡崎市は、総合政策指針における産業分野の指針において「ものづくりが柱でありつづける地域経済づくり」を掲げ、国内屈指の製造業拠点の一角を担うものづくり産業が科学や新技術と連携して地域経済の柱であり続けるまち、企業立地を促進するまちを目指している。

ア) 工業立地相談窓口

岡崎市では、令和 3 年度に商工労政課に相談窓口を設置し、奨励制度や進出候補地の提案など、企業の立地・拡充・移転に関する問合せに対しワンストップ対応を開始した。令和 3 年度の相談件数は 156 件と、設置初年度の実績は良好であった。

イ) 奨励制度

岡崎市では、以下のとおり奨励制度を用意しており、企業に対し充実した支援を行っている。

	名称	要件	奨励措置
岡 崎 市 独 自	工場等建設奨励金	(1) 1,000 m ² 以上の工場等の新築又は500 m ² 以上の増築 (2) 工業団地、産業立地誘導地区等に立地する場合	(1)を満たす場合 事業所税相当額(5年間) (2)を満たす場合 事業所税相当額(5年間) + 固定資産税相当額(3年間)
	倉庫等建設奨励金	(1) 1,000 m ² 以上の倉庫等の新増築かつ工業団地、産業立地誘導地区等に立地する場合	事業所税相当額(5年間) + 固定資産税相当額(3年間)
愛 知 県 連 携	企業債投資促進奨励金	(1) 市内20年以上立地 (2) 投資規模1億円以上など	固定資産取得費用の10%

ウ) 産業立地誘導地区

岡崎市では、準工業地域及び工業地域の住宅化や、工業専用地域の飽和状態により、工場を建設できる土地の確保が課題となっていた。

これを踏まえ、岡崎市では、市街化区域内で適地がないなどのやむを得ない場合において、立地条件を付加した上で、市街化調整区域に工業系・商業系の産業施設や文化教育等の施設を誘導する「産業立地誘導地区」を指定する仕組みを整備した。

市街化区域の隣接又は産業等の既存集積があり、一定の幅員の道路が整備され、法的な許可が一定程度可能となる箇所を指定の基準とした。

エ) 工場立地法の緑地率緩和

工場立地法上は、工場を整備する際に敷地面積に対して緑地率20%の確保が必要となるが、岡崎市では、平成26年4月に「岡崎市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」を制定し、公害を発生しにくくする体制を整えさせることにより、工業専用地域及び工業地域であれば5%以上、準工業地域であれば10%以上と、工業系用途地域の緑地率を緩和した。これにより、企業による工場整備へのハードルを引き下げた。

オ) オーダーメイド造成の取組

《仕組み》

造成事業者と進出予定企業（10～15ヘクタールの大口）を並行して募集。造成事業者は進出予定企業の希望する大きさの分譲地を設計に取り込み整備することを要求水準に盛り込む。

《導入に至った経緯》

予定地の南側と北側で80メートルに及ぶ標高差があり、道路は急勾配の上り坂となるが、企業用地の進入箇所は緩勾配とする必要があった。

そこで、大きな分譲地を作ることで侵入箇所を減らそうと考えたが、広大な分譲地は売れ残りリスクが高いことから、オーダーメイド造成により先に進出予定企業を決める手法を導入した。

【本事業におけるオーダーメイドとは】

進出予定企業は、設計・施工に係るアドバイザーとして、設計・施工を一括して行う事業者に対して、宅盤の配置、仕上げなど設計・施工について意見することができます。

ただし、要望に当たっては、(仮称)岡崎阿知和スマートインターチェンジ及びアクセス道路の形状、用地、関係機関との協議などから一定の制約があるとともに、市の造成事業費の増加が必要となる要望については、その増加分の費用を進出予定企業が負担することを条件として採用することがあります。

なお、市は、費用の追加のない要望は極力採用するよう事業者に対して交渉をさせていただきます。

出典：岡崎市「阿知和地区工業団地進出予定企業募集事業」募集要項

▼ 分科会としての共通認識

PFI方式のメリット・デメリットや、資金調達において民間資金を活用せず、工業団地債を100%充当したことなど、その柔軟な対応は、参考となるところである。

岡崎市同様、本市は工業団地が造成できる土地が不足している現状があり、市街化調整区域内に産業立地誘導地区を指定することなどは、本市においても必要に応じて検討を進めていく必要がある。

新工業団地の造成においては、地域住民の雇用創出に努める必要もあることから、誘致企業の集積を図る業種や方策等の検討を進める必要がある。

2 政策研究の総括

新工業団地の造成について、P F I方式の採用や奨励金制度等について先進地への行政調査を行い、研究を進めてきた。

本テーマの今後の方向性及びキーワードは以下のとおりである。

(1) P F I方式の検討

新工業団地の造成は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、平成28年に完了した徳久工業団地造成から期間が空いてしまった。本事業は若年層の流出を防ぎ、地域雇用の創出を図ることが重要であり、可能な限り早急な造成完了が望まれる。そのため民間のノウハウを活用することで、迅速な事業展開や柔軟かつ新たな造成手法が生まれる可能性もあることから、P F I方式などの検討を進める必要がある。

今後は、令和5年度において策定予定の新工業団地基本計画を踏まえた事業の在り方について調査研究を進めていく必要がある。

(2) 候補地選定

新工業団地造成用地の選定に当たっては、令和5年度に取り組まれる適地調査や地権者の意向、交通アクセス等も重要なポイントになるものと思われる。

第3 次期議会への申し送り事項

第3分科会では、「農業の担い手育成及び農業所得向上」、「観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方」、「新工業団地の造成」について、専門的知見の活用や行政調査、関係団体との意見交換等、さまざまな機会を通して調査研究を行い、本市の課題を分析しながら、地域経済活性化のために重要な取組について考えをまとめてきた。

具体的検討テーマ1 「農業の担い手育成及び農業所得向上」について

農業の担い手育成については、国による支援制度を活用しつつ、関係機関が一体となって新規就農者等の確保をはじめとした担い手育成に取り組む仕組みづくりについて調査研究が必要である。

農業は、国の施策に大きな影響を受け、また日本の農業は欧米諸国と比較しても決して国により保護されていない状況にあることから、国の施策において、安定的な農業所得の確保を図れる仕組みづくりが求められている。

また、地域の安全、安心な食と食文化を維持するため、生産者や関連産業、消費者が支え合う地域循環型経済の確立を目指していく必要があるものの、国が進める「みどりの食料システム戦略」等に基づいた有機栽培農業を推進するためには課題もあることから、有機栽培農業の推進や、消費者の理解促進を図る方策についての調査研究を進めていく必要がある。

具体的検討テーマ2 「観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方」について

観光誘客に関しては、インバウンド対策として、特に市がターゲットと意識する国の現地法人等との連携、協力や直接現地においてPRする体制の構築について調査研究が必要である。また、外国人観光客をはじめとして、体験型観光が好まれる傾向にあることから、体験型観光コンテンツの造成について今後注視する必要がある。また市は、宿泊滞在型観光の強化に向け、温泉地域景観創造ビジョンを策定し、温泉街の魅力向上に努めることとしており、温泉街の活性化や入湯税及び国・県の補助金の活用等について調査研究を進める必要がある。

中心市街地の賑わいの創出と商店街の活性化に向けては、第3期中心市街地活性化基本計画の進捗を検証しながら、市と関係機関の連携のもと、目指すべき目標やコンセプトを明確化し、共有をしながら進めていく必要がある。そのためには、商店街等に携わる人材の育成・確保に取り組みつつ、活用できる空き店舗については、賑わいの創出が可能となる方策について調査研究を深めていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援においては、関係機関連携のもと、事業者と一体となった伴走型支援を行うことが基本となるが、

市が果たせる役割を明確にしなが、国や県の支援のもと、支援策の調査研究を通じて中心市街地と商店街の活性化に取り組んでいく必要がある。

中小企業・小規模企業未来会議については、市は、令和5年度において取組成果の総括を行うこととしていることから、この総括を踏まえ検証を進めることとする。

具体的検討テーマ3「新工業団地の造成」について

新工業団地の造成については、早期に造成が完了し、分譲が開始されることが望まれる。令和5年度に新工業団地基本計画が策定される予定であり、事業用地の選定や造成手法等について検討が進められることから、こうした動向を注視しながら調査研究を進めていく必要がある。

第4 取組経過一覧

1 政策討論会第3分科会の政策研究経過

年	月 日	内 容
令和元年	9月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今期議会における具体的検討テーマの検討について）
	11月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の分科会の進め方、行政調査について） <input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査について）
	12月16日	
令和2年	1月21日 ～22日	<input type="checkbox"/> 行政調査（栃木県下野市＝ICT技術を活用した農業振興及び新規就農者育成の取組、埼玉県川越市＝観光振興による交流人口の拡大と地域経済活性化の取組）
	1月24日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査の総括、政策研究セミナー、テーブルウェア・フェスティバルについて）
	2月12日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーについて）
	6月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（具体的検討テーマの追加について）
	7月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究（新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方について）
	7月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方について）
	8月4日	<input type="checkbox"/> 金融機関等との懇談会（新型コロナウイルス感染症の影響下における地域経済の現状及び地域経済振興について）
	8月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究（新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策の在り方について）
	10月23日	<input type="checkbox"/> 自主研究（中間報告取りまとめ）
	10月29日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	12月14日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究について）

令和3年	2月10日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナーについて）
	3月24日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー（福島大学食農学類小山良太教授＝福島大学食農学類の取組と会津若松市の農業振興について）
	6月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（具体的検討テーマの追加、金融機関等との懇談会の総括、政策研究セミナーの総括について）
		<input type="checkbox"/> 自主研究（中間総括の取りまとめについて）
	7月13日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括
	7月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期体制からの申し送り事項について）
	8月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期体制からの申し送り事項について）
	8月31日	<input type="checkbox"/> 自主研究（具体的検討テーマ・今後の分科会の進め方について）
	10月13日	
	11月10日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査・分野別意見交換会について）
	12月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査について）
12月22日	<input type="checkbox"/> 東山・芦ノ牧温泉観光協会との分野別意見交換会	
令和4年	1月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（行政調査について）
	2月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究について）
	3月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会議会制度検討委員会からの依頼について）
	3月30日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会議会制度検討委員会からの依頼について）
	4月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究の中間とりまとめ・今後の政策研究について）
	6月20日	<input type="checkbox"/> 自主研究（市中小企業・小規模企業未来会議の在り方に係る調査研究について）

令和4年8月に、通年議会の導入と併せて、政策討論会の政策研究機能を、予算決算委員会の機能として整理し、各分科会の政策研究が引き継がれた。

2 予算決算委員会第3分科会の政策研究経過

年	月 日	内 容
令和4年	8月9日	□市中小企業・小規模企業未来会議の在り方に係る調査研究について
	8月23日	□市中小企業・小規模企業未来会議の在り方に係る調査研究について
	10月14日	□行政調査について
	10月26日 ～27日	□行政調査（愛知県岡崎市＝工業団地造成の取組、静岡県熱海市＝観光振興の取組）
	11月11日	□行政調査の総括について
令和5年	1月30日	□政策研究セミナーについて
	2月14日	□政策研究セミナーについて
	2月22日	□政策研究セミナーについて
	4月4日	□政策研究セミナーについて
	4月10日	□政策研究セミナー（東京大学大学院農学生命科学研究科鈴木宣弘教授＝農業の担い手育成と農業所得の向上について）
	4月20日	□政策研究セミナーの総括について
	4月25日	□予算決算委員会・所管事務調査の報告
	5月11日	□所管事務調査の最終報告に向けてのまとめ
	5月23日	□所管事務調査の最終報告に向けてのまとめ
	6月1日	□所管事務調査の最終報告に向けてのまとめ
6月12日	□所管事務調査の最終報告に向けてのまとめ	